

恵那市地域医療ビジョン・恵那モデル実施計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 将来に渡る必要な医療の安定的かつ継続的な提供に必要な事項を定める
恵那市地域医療ビジョンを具現化する実施計画の策定に当たり、市内の地域医療並びに公立病院及び診療所（以下「公立病院等」という。）における医療の在り方に関し市民の意見を反映するため、恵那市地域医療ビジョン・恵那モデル実施計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、恵那市地域医療ビジョン・恵那モデル実施計画の策定に関する事項その他本市の地域医療及び公立病院等に関し市長が必要と認める事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般社団法人恵那医師会、一般社団法人恵那歯科医師会及び恵那市薬剤師会を代表する者
- (3) 公立病院等を代表する者
- (4) 公立病院等に関係する地域自治体を代表する者
- (5) 市内の社会福祉団体を代表する者
- (6) 国民健康保険事業の運営に関する協議会を代表する者
- (7) 地域医療に関し優れた識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠け

たときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、専門的な知識又は経験を有する者とする。
- 3 オブザーバーは、市長が委嘱する。
- 4 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的見地から審議に関する助言又は協力を行うものとする。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員の委嘱及び任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、医療福祉部地域医療課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
(恵那市地域医療ビジョン策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 恵那市地域医療ビジョン策定委員会設置要綱(令和4年恵那市告示第153号)は廃止する。